

○工事請負契約等の取扱いに関する細則

平成12年9月20日

福北公社細則第7号

改正 平成15年12月24日福北公社細則第3号

平成17年12月16日福北公社細則第4号

平成25年1月17日福北公社細則第2号

平成27年3月23日福北公社細則第7号

令和元年5月30日福北公社細則第2号

令和2年6月10日福北公社細則第6号

令和3年12月1日福北公社細則第12号

令和7年5月14日福北公社細則第9号

目次

第1章 通則（第1条）

第2章 契約の方法（第2条）

第3章 一般競争契約（第3条—第14条）

第4章 指名競争契約（第15条—第17条）

第5章 随意契約（第18条—第21条）

第6章 契約の締結（第22条—第24条）

第7章 契約の保証（第25条・第26条）

第8章 監督及び検査（第27条—第35条）

第9章 契約不適合責任（第36条・第37条）

第10章 代金の支払（第38条—第40条）

第11章 契約の不履行に対する措置（第41条—第44条）

第12章 雑則（第45条・第46条）

附則

第1章 通則

（通則）

第1条 福岡北九州高速道路公社会計規程（昭和47年3月31日福岡北九州高速道路公社規程第5号。以下「会計規程」という。）に基づき、福岡北九州高速道路公社（以下「公社」という。）が工事（設計、測量、ボーリング、調査、試験等を含む。以下同じ。）の請負契約又は委託契約（以下「契約」という。）を行う場合の事務処理については、別に定め

のある場合を除き、この細則の定めるところによる。

第2章 契約の方法

(契約の方法)

第2条 理事長は、契約を競争に付するときは、公告して申込みをさせることにより競争に付する方法（以下「一般競争」という。）、指名して競争に付する方法（以下「指名競争」という。）又は会計規程第72条第1項ただし書の規定による随意契約の方法によらなければならない。

第3章 一般競争契約

(入札の公告)

第3条 理事長は、一般競争に付そうとするときは、入札執行期日の前日から起算して少なくとも40日前に掲示、新聞紙への掲載その他の方法により当該入札を公告しなければならない。ただし、急を要する場合又は契約の性質上必要がないと認められる場合は、入札準備に支障のない範囲でその期間を短縮することができる。

(公告事項)

第4条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 入札及び開札の場所並びに日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札の無効に関する事項
- (7) その他必要な事項

(予定価格)

第5条 理事長は、会計規程第73条本文に定める予定価格を設定するときは、入札に付する事項に関する設計書、仕様書、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少及び履行期間の長短等を考慮して適正に定め、予定価格を記載した調書（以下「予定価格調書」という。）を作成しなければならない。

2 前項の予定価格は、契約の目的である事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする維持、修繕等の契約においては、単価について予定価格を定めることができる。

3 予定価格は、秘密とし、契約の相手方の決定後といえども漏らしてはならない。ただし、

理事長が別に定める場合はこの限りでない。

(最低制限価格)

第6条 理事長は、会計規程第75条第1項第2号の規定により最低制限価格を設定する場合は、予定価格の100分の75から100分の92までの範囲内において定めなければならない。

2 理事長は、前項の規定により最低制限価格を設定したときは、予定価格調書に併記しなければならない。

3 最低制限価格は、秘密とし、契約の相手方の決定後といえども漏らしてはならない。ただし、理事長が別に定める場合はこの限りではない。

(低入札調査価格)

第6条の2 理事長は、会計規程第75条第1項第1号の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときに調査(以下「低入札価格調査」という。)を行うことができる。低入札価格調査を行う価格(以下「低入札調査価格」という。)を設定する場合、建設工事は、予定価格の100分の75から100分の92までの範囲内において定めなければならない。

2 理事長は、前項の規定により低入札調査価格を設定したときは、予定価格調書に併記しなければならない。

3 理事長は、第1項の規定により低入札調査価格を設定し、その価格を下回った場合に、契約の内容に適合した履行がなされないと判断される基準(以下「失格基準価格」という。)を設定することができる。失格基準価格は、建設工事は、低入札調査価格に100分の99を乗じて得た価格とする。

4 低入札調査価格及び失格基準価格は、秘密とし、契約の相手方の決定後といえども漏らしてはならない。ただし、理事長が別に定める場合はこの限りではない。

(入札保証金)

第7条 会計規程第74条第2項の規定により入札保証金の納付に代えて提供することができる担保は次に掲げるものとし、その価値は当該各号に定めるところによる。

(1) 国債又は地方債 額面金額(発行価格が額面金額と異なるときは、発行価格)

(2) 政府の保証のある債券 額面金額(発行価格が額面金額と異なるときは、発行価格)の8割に相当する金額

(3) 銀行その他確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手 額面金額

(4) 銀行その他確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

2 前項の入札保証金は、落札者以外の入札者については入札後、落札者については契約締結後、これを納付した者に返還しなければならない。

3 落札者の納付に係る入札保証金は、その者が契約を締結しないときは、公社に帰属するものとする。この場合において、理事長は、この旨を入札公告で明らかにしなければならない。

(入札)

第8条 理事長は、入札者に入札書を入札公告に示した入札執行の場所及び日時に持参させ、入札箱に投入させなければならない。

2 理事長は、入札者がいったん入札箱に投入した入札書について、これを引換え、変更又は取消しをさせてはならない。

3 理事長は、必要があると認めるときは、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）を行うことができる。

4 前項に規定する郵便入札の実施については、この細則に定めるもののほか、理事長が別に定める。

(開札)

第9条 理事長は、入札公告に示した入札執行の場所及び日時に入札者を立ち会わせて開札を行わなければならない。ただし、入札者で開札に立ち会わない者があるときは、入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせなければならない。

2 理事長は、第5条第1項の規定により作成した予定価格調書を封書にし、開札の際、開札場所に置かななければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事長は、予定価格を入札前に公表するときは、予定価格調書を封書にしないことができる。

(入札の無効)

第10条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効としなければならない。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 明らかに連合によると認められる入札
- (7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2者以上の代理をした者の入札

- (8) 条件が付されている入札
- (9) 第6条第1項に規定する最低制限価格が設定されている入札において、最低制限価格を下回る価格の入札
- (10) 第6条の2第3項に規定する失格基準価格が設定されている入札において、失格基準価格を下回る価格の入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札
(再度入札)

第11条 理事長は、開札を行った場合において、入札者のなした入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに又は別の日を定めて1回を限度として再度の入札を行うことができる。ただし、予定価格を事前に公表している場合は、再度の入札を行うことはできない。

2 理事長は、前項に規定する再度の入札を行うときは、最初の入札に参加しなかった者及び前条の規定により入札を無効とされた入札者を参加させてはならない。

3 第1項の規定により再度の入札を行うときは、予定価格その他の条件を変更してはならない。

(落札者の決定)

第12条 理事長は、会計規程第75条の規定に基づき、落札者を決定しなければならない。

2 理事長は、落札となるべき同価の入札者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

3 理事長は、前項の規定により決定した落札者が契約を締結しないときは、同価の入札をした他の入札者を落札者とすることができる。

(最低価格の入札者を落札者としなければならないことができる契約)

第13条 最低価格の入札者を落札者としなければならないことができる契約は、次の各号に定める契約とする。

- (1) 会計規程第75条第1項ただし書に規定する公社の支払の原因となる契約のうち別に定めるものは、予定価格を事前に公表している工事の請負契約とする。
- (2) 契約がその性質又は目的から価格のみの競争により難しい場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が公社にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする契約であるとき。

(落札者名等の通知)

第14条 理事長は、落札者が決定したときは、直ちに入札者全員に対し落札者及び落札金額を通知するとともに、落札者に対し契約締結について必要な事項を通知しなければならない。

第4章 指名競争契約

(競争参加者の指名)

第15条 理事長は、指名競争に付そうとするときは、工事等請負業者の選定に関する細則（平成12年9月20日福岡北九州高速道路公社細則第8号）第15条で準用する指名競争有資格業者のうちから、原則として5者以上の競争に参加する者を指名しなければならない。

2 理事長は、指名競争に付しても入札者又は落札者がいない場合において、更に指名競争に付そうとするときは、当該競争に参加することを指名された者を除外して指名しなければならない。

3 理事長は、落札者が契約を締結しない場合において、更に指名競争に付するときは、当該落札者を除外して指名しなければならない。

(指名通知)

第16条 理事長は、前条の規定により競争に参加する者を指名したときは、第4条第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項について、その者に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、次の各号に掲げる工事の区分に従い、当該各号に定める見積期間を設けて行うものとする。ただし、その期間は、原則として土曜日、日曜日、休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除くものとする。

(1) 予定価格が500万円に満たない工事については、1日以上

(2) 予定価格が500万円以上5,000万円に満たない工事については、5日以上

(3) 予定価格が5,000万円以上の工事については、10日以上

(一般競争に関する規定の準用)

第17条 第5条、第6条、第6条の2及び第8条から第14条までの規定は、指名競争の場合に準用する。この場合において、第8条第1項及び第9条第1項中「入札公告」とあるのは「指名通知」と読み替えるものとする。

第5章 随意契約

(随意契約)

第18条 会計規程第72条第1項第2号の規定に基づき随意契約の方法により契約ができる

場合は、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合

ア 特殊工法等の新開発工法や、新開発製品を用いる必要がある工事

イ 法令等の規定に基づき施工者が特定される工事

(2) 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある場合

ア 本施工に先立ち行われる試験的な施工（以下「試験施工」という。）の結果、当該試験施工者に施工させなければならない本工事

イ 既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事

2 会計規程第72条第1項第4号の規定により、随意契約の方法によろうとするときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、理事長の承認を受けなければならない。

(1) 予定価格が、400万円以下の契約を締結するとき。

(2) 競争に付しても入札者がいないとき、又は第11条の規定による再度の入札に付しても落札者がいないとき。

(3) 落札者が契約を締結しない場合において、その落札金額の範囲内で落札者以外の者と契約を締結するとき。

(4) 国、地方公共団体その他の公法人及びこれらに準ずる機関と契約を締結するとき。

（競争後の随意契約）

第19条 理事長は、競争に付しても入札者がいない場合で、随意契約により契約を締結しようとするときは、当該競争に参加する者に必要な資格を有する者を契約の相手方としなければならない。ただし、指名競争に付した場合は、当該競争に参加することを指名された者以外の指名競争有資格業者を契約の相手方としなければならない。

2 理事長は、再度の入札に付しても落札者がいない場合で、随意契約により契約を締結しようとするときは、当該競争に参加した者を契約の相手方としなければならない。この場合においては、最低入札者から順次に随意契約の交渉を行うものとする。

3 予定価格を事前に公表している場合は、落札者がいないとき、随意契約をできないものとする。

4 第1項及び第2項の場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか最初競争に付

するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

- 5 理事長は、落札者が契約を締結しない場合で、随意契約により契約を締結しようとするときは、当該落札者以外の競争に参加した者を契約の相手方としなければならない。この場合においては、最低入札者から順次に随意契約の交渉を行うものとする。
- 6 前項の場合においては、履行期限を除くほか最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

(見積通知)

第20条 理事長は、随意契約の方法により契約を締結しようとする場合において、会計規程第72条第2項の規定に基づき見積書を提出させようとするときは、第4条第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号に掲げる事項を第16条第2項各号に定める期間をもって通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、第4条中「入札に付する事項」とあるのは「見積をする事項」と、「入札執行」とあるのは「見積執行」と読み替えるものとする。

(予定価格)

第21条 随意契約の方法により契約を締結しようとする場合において、予定価格を設定する必要があるときは、第5条の規定を準用する。この場合において、第5条第1項中「入札に付する事項」とあるのは「見積をする事項」と読み替えるものとする。

- 2 設計金額が400万円以下の工事については、会計規程第73条ただし書きの規定により、予定価格の設定を省略することができるものとする。
- 3 前項の規定により予定価格の設定を省略した場合においては、設計金額をもって予定価格とみなすものとする。

第6章 契約の締結

(契約の確定)

第22条 理事長は、会計規程第76条の規定により契約書を作成する場合においては、理事長が契約の相手方とともに、契約書に記名押印しなければ契約は確定しない旨を、あらかじめ契約の相手方となることのできる者に通知しなければならない。

- 2 理事長は、前項に規定する通知の日から原則として7日以内に落札者と契約書を取り交わさなければならない。

(契約書の作成)

第23条 会計規程第76条の規定により作成すべき契約書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 工事の内容
 - (2) 工事の着手及び完成の時期
 - (3) 請負代金額
 - (4) 契約保証金
 - (5) 請負代金の前金払又は部分払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
 - (6) 設計変更又は工事中止の場合における損害の負担に関する定め
 - (7) 天災その他不可抗力による損害の負担に関する定め
 - (8) 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金額又は工事内容の変更に関する定め
 - (9) 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
 - (10) 監督及び検査並びに引渡しの時期
 - (11) 工事完成後における請負代金の支払の時期
 - (12) 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他損害金、履行の追完及び代金の減額に関する定め
 - (13) 契約に関する紛争の解決方法
 - (14) その他必要な事項
- (契約書の作成を省略できる場合)

第24条 会計規程第76条ただし書の規定により契約書の作成を省略することができる契約は、請負代金額が50万円以下の契約とし、同条ただし書の規定により契約書に代わる書類（「請書」という。）をもって処理することができる契約は、請負代金額が400万円以下の契約とする。

第7章 契約の保証

(契約の保証)

第25条 理事長は、契約を締結する場合において、会計規程第77条第1項の規定により契約保証金を納付させるときは、第7条第1項の規定を準用する。

2 会計規程第77条第3項第3号に規定する軽易な工事に係る請負契約とは、請負代金額が1,000万円以下の契約とする。

3 理事長は、第1項の契約保証金について、契約の目的物又は成果品の引渡しを受けたときは、これを納付した者に返還するものとする。

4 理事長は、会計規程第77条第3項の規定により契約保証金を免除する場合において、契約保証金に代えて同項第1号及び第2号の保証証券又は保険証券の提出を受けたときは、前項の規定にかかわらず、これを返還することを要しないものとする。

- 5 理事長は、入札保証金を納付させた場合は、落札者の申立てにより、入札保証金を契約保証金の全部又は一部に充てることができる。

(契約保証金の帰属)

第26条 理事長は、契約の相手方（以下「受注者」という。）の責めに帰すべき事由により契約を解除したときは、契約保証金を公社に帰属させるものとする。

第8章 監督及び検査

(監督の機関)

第27条 理事長は、自ら契約の適正な履行を確保するため、必要な監督（以下「監督」という。）を行い、又は自己に代わって監督を行う者（以下「監督員」という。）を定め、これに監督を行わせなければならない。

- 2 理事長は、監督員を定めたときは、遅滞なくその旨を受注者に通知しなければならない。

(監督の方法)

第28条 監督は、立会い、指示その他の適切な方法により行うものとする。

- 2 監督を実施するために必要な事項については、別に定める。

(検査の機関)

第29条 理事長は、自ら契約の履行の確認をするため、必要な検査（以下「検査」という。）を行い、又は自己に代わって検査を行う者（以下「検査員」という。）を定め、これに検査を行わせなければならない。

- 2 理事長は、前項の検査員を定めようとするときは、検査の対象となった当該工事についての監督員以外の者をもって定めなければならない。

(検査の種類)

第30条 検査の種類は、次の各号に定めるところとする。

- (1) しゅん工検査（完成した工事について行う検査をいう。以下同じ。）
- (2) 一部しゅん工検査（工事の一部が完成し、かつ、当該完成部分が可分のものである場合において、当該部分についてその引渡しが行なわれるときに行う検査をいう。以下同じ。）
- (3) 既済部分検査（工事の完成前に当該工事の既済部分に対し、代価の一部を支払うときに行う検査をいう。以下同じ。）
- (4) 中間検査（工事の施工の途中において理事長が必要と認めたときに、その指定する部分に対し行う検査をいう。以下同じ。）

(検査の方法)

第31条 検査は、契約書、仕様書、設計書、図面その他の関係書類に基づいて行うものとする。

2 検査を実施するために必要な事項については、別に定める。

(補修又は改造)

第32条 理事長又は検査員は、検査の結果、工事の施工が契約書、仕様書、設計書、図面その他の関係書類に適合しないと認めたときは、受注者に対してその事項、完了の期限等を記載した文書をもって補修又は改造を命ずるとともに、検査員にあつては遅滞なく理事長にその旨を報告しなければならない。

(再検査)

第33条 理事長又は検査員は、前条の規定による補修又は改造が完了したときは、再検査を行わなければならない。

(検査調書の作成)

第34条 理事長又は検査員は、しゅん工検査若しくは一部しゅん工検査を完了し合格を認めたとき又は既済部分検査を完了し出来高を認めたときは、検査調書を作成し、検査員にあつてはこれを理事長に提出しなければならない。

2 検査員は、中間検査をしたときは、中間検査調書を作成し、これを理事長に提出しなければならない。

(検査合格の通知)

第35条 理事長は、前条第1項に規定する検査調書に基づき、検査の合格又は既済部分の出来高の確認を認定したときは、受注者にその旨を通知しなければならない。

第9章 契約不適合責任

(契約不適合責任期間)

第36条 工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときの履行の追完、請負代金の減額、損害賠償の請求が可能な期間は、原則として引渡しの日から3年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、原則として引渡しの日から1年とする。

3 契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じたと認められるときは、前2項の規定にかかわらず、契約不適合に関する受注者の責任については、法令の定めるところによる。

(契約不適合の修補等)

第37条 理事長は、前条に規定する期間内に工事目的物に契約不適合が発見されたときは、受注者に工事目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

2 理事長は、必要があると認めるときは、受注者に対し前項の措置に代え、又は前項の措置とともに損害賠償を請求するものとする。

3 理事長は、相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

4 前項の規定にかかわらず、理事長は、法令の定めるところにより、催告をすることなく、直ちにその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

第10章 代金の支払

(前金払)

第38条 理事長は、請負代金額が1,000万円以上の工事（設計、測量、ボーリング、調査、試験等にかかる場合は、業務委託料が500万円以上のものとする。）について、工事の施工のため必要があるときは、受注者の請求により請負代金額の40パーセント（設計、測量、ボーリング、調査、試験等にかかる場合は、請負代金額の30パーセントとする。）を超えない金額を前金払することができる。この場合において理事長は、受注者をして、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）による保証事業会社と工期を保証期間とする保証契約を締結させ、その保証証書を公社に寄託させなければならない。

2 前項の規定により前金払することのできる額及び時期は、予算、工事の内容等を考慮して、理事長が契約を締結する際に、その都度定めるものとする。

(部分払)

第39条 理事長は、工期が180日以上に限り、工事の施工のため必要があるときは、受注者の請求により、既済部分検査に合格した既済部分に対する請負代金相当額の90パーセントを超えない金額を部分払することができる。

2 前項の規定により部分払をすることができる回数は、原則として工期の180日目から起算して120日ごとに1回として算出した回数とし、120日に満たない日数についてはこれを1回とするものとする。

3 性質上可分である工事について、一部しゅん工検査に合格し、完成部分の引渡しを受けた場合は、当該部分に対する請負代金相当額を超えない金額を部分払することができる。

4 第1項及び前項の規定により部分払をすることのできる額は、受注者が前条の規定により前金払を受けている場合には、次の各号に定める算式により算出した額を超えてはなら

ないものとする。

(1) 第1項の規定による部分払については、当該部分に対する請負代金相当額× $(9 / 10 - \text{前払金の額} / \text{請負代金額})$

(2) 第3項の規定による部分払については、当該部分に対する請負代金相当額× $(1 - \text{前払金の額} / \text{請負代金額})$

(しゅん工払)

第40条 理事長は、第35条の規定によりしゅん工検査又は一部しゅん工検査の合格を認定したときは、受注者から工事目的物の引渡しを受けて請負代金を支払うものとする。

第11章 契約の不履行に対する措置

(発注者の損害賠償請求等)

第41条 理事長は、受注者の責めに帰すべき事由により工期内に契約の履行が行われないときは、受注者から履行期限の日の翌日から履行の行われる日までの日数に応じ、次の各号のいずれかにより算定した金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が定める率で計算した金額を損害賠償金として徴収するものとする。

(1) 既に引渡しを受けた部分がある工事については、当該部分に対する請負代金相当額を請負代金額から控除して得た金額

(2) 前号以外の工事については、請負代金額

(契約の不履行)

第42条 理事長は、受注者がある債務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約の解除をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、法令の定めるところにより、直ちに契約の解除をすることができる。

(違約金)

第43条 理事長は、前条の規定により契約を解除したときは、受注者から請負代金額の10パーセントに相当する金額を違約金として徴収するものとする。ただし、第26条の規定により契約保証金を公社に帰属させるときは、受注者から違約金を徴収しないものとする。

(解除後における工事の既済部分に対する措置)

第44条 理事長は、第42条の規定により契約を解除した場合において工事の既済部分があるときは、これを公社の所有とすることができる。

2 理事長は、前項の規定により工事の既済部分を公社の所有とすることは、当該部分につ

いて検査を行った上、当該部分に対する請負代金相当額を受注者に支払わなければならない。

第12章 雑則

(高速道路等の工事に関する特例)

第45条 公社が管理する高速道路、高架下施設、庁舎、宿舍及びこれらの付属施設に係る緊急補修工事又は軽微な工事の契約を締結する場合は、別に定めるところにより、この細則の規定と異なる取扱いをすることができる。

(委任)

第46条 この細則を実施するため必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成12年9月20日から施行する。
- 2 工事請負契約等の取扱いに関する細則（昭和48年福岡北九州高速道路公社細則第5号）は、廃止する。
- 3 この細則の施行前に締結した契約の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成15年12月24日福北公社細則第3号）

- 1 この細則は、平成16年1月1日から施行する。
- 2 この細則の施行日前において、入札の手續に着手していた工事については適用しない。

附 則（平成17年12月16日福北公社細則第4号）

この細則は、平成17年12月16日から施行する。

附 則（平成25年1月17日福北公社細則第2号）

この細則は、平成25年1月17日から施行する。

附 則（平成27年3月23日福北公社細則第7号）

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月30日福北公社細則第2号）

この細則は、令和元年6月3日から施行し、施行日以降の一般競争入札にあつては入札公告、指名競争入札にあつては指名通知の案件から適用する。

附 則（令和2年6月10日福北公社細則第6号）

この細則は、令和2年6月10日から施行し、改正後の工事請負契約等の取扱いに関する細則の規定は、令和2年4月1日から適用する。ただし、改正後の細則の施行前に締結した契約の取扱いについては、なお従前の例によることができる。

附 則（令和3年12月1日福北公社細則第12号）

この細則は、令和４年４月１日から施行する。ただし、改正後のこの細則の施行前に締結した契約の取扱いについては、なお従前の例によることができる。

附 則（令和７年５月１４日福北公社細則第９号）

この細則は、令和７年６月１日から施行する。